

【保育の利用調整基準表】

1 基本指数

No.	類型		細目		基本指数	
1	就労	月160時間以上の就労を常態又は単身赴任		11		
		月140時間以上160時間未満の就労を常態		10		
		月120時間以上140時間未満の就労を常態		9		
		月100時間以上120時間未満の就労を常態		8		
		月80時間以上100時間未満の就労を常態		7		
		月60時間以上80時間未満の就労を常態		6		
2	母親の出産		出産予定日を含む月及びその前後2か月間		11	
3	保護者の疾病等	疾病	入院		おおむね1か月以上の入院	12
			居宅療養	常時臥床	おおむね1か月以上臥床	12
		精神等		医師が長期加療（安静）を要すると診断した場合		10
		一般療養		医師がおおむね1か月以上加療（安静）を要すると診断した場合		9
				上記以外で保育が困難であると認められる場合		8
		障害	身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している場合			12
			身体障害者手帳3級～6級、療育手帳Bの1・Bの2、精神障害者保健福祉手帳2級又は3級を所持している場合			10
		4	病人の看護等	看護介護付添	居宅外	
居宅内	寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合				12	
	心身の傷病及び障害により常時看護又は介護が必要と認められる場合				8	
居宅外・居宅内					その他の病人等の介護等	
5	災害復旧		火災、風・水害等による災害の復旧に当たる場合		12	
6	求職活動等		求職又は開業予定のため日中外出を常態としている場合		5	
7	就学又は職業訓練	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に就学又は通所している場合	月160時間以上の就学を常態		10	
			月140時間以上160時間未満の就学を常態		9	
			月120時間以上140時間未満の就学を常態		8	
			月100時間以上120時間未満の就学を常態		7	
			月80時間以上100時間未満の就学を常態		6	
			月60時間以上80時間未満の就学を常態		5	
8	虐待・配偶者からの暴力など		虐待・配偶者からの暴力等により特に保育が必要と認める状態にある場合		12	
9	育児休業		育児休業を取得している場合 ※育児休業取得前に既に保育所等を利用していた子どもに限る。		5	
10	その他		上記類型に類する状態にある場合		※類する項目に準ずる	

2 調整指数

番号	条件	必要な書類	調整指数
1	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）	戸籍謄本（写し可） 呼び出し状等	+3
2	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務（育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合を除く。以下同じ。）する保育士の場合	就労証明書 保育士証	+3
3	保護者のいずれかが、市の非常勤職員に登録中の保育士（入園時に保育士として就労することができる状況にある者に限る。）の場合（2に該当する場合を除く。）	申立書 保育士証	+3
4	保護者のいずれかが、幼稚園に勤務する保育士資格を有する者又は認可外保育施設若しくは市外の保育所等に勤務する保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の場合（3に該当する場合を除く。）	就労証明書 保育士証	+1
5	生活保護法による被保護世帯		+2
6	生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	申立書	+2
7	産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合	就労証明書	+2
8	65歳未満の同居の親族、その他の者が保育可能な場合		-3
9	市外から転入（転入予定）の児童が転入前の市区町村において保育所等を利用している場合	在園証明書	+2
10	認可外保育施設の利用を常態とする児童が申込をする場合（市内在住者に限る）	利用契約書の写し	+2
11	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする者	申立書・在園証明書（市内在園の場合省略可）	+6
12	兄弟姉妹2人以上で同時に利用申込みをしている場合		+1
13	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している場合		+3
14	利用申込みにおいて希望した保育所等に入園した後に、他の保育所等への転園を希望する場合（兄弟姉妹が利用している保育所等への転園を除く）		-1
15	出産の理由により市内の保育所等を退園した子ども又は当該出産以降に出生した子どもの保育を希望する場合	申立書	+3
16	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合		+1～+6
17	待機期間が1年以上経過している者		+2
18	待機期間が6か月以上経過している者		+1
19	特別な支援を要する子どもの保育を希望する場合		+1
20	市外在住者（利用開始までに転入する者を除く）		-6
21	6か月以上保育料を滞納（申込み児童以外の滞納分を含む）している場合		-6
22	利用調整により決定した保育所等の利用を辞退した場合（辞退した利用月の翌月から1年間に限る。）		-2
23	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	確認票該当欄に☑	-30

①基本指数及び調整指数を決定する基準日は、入所希望月の書類提出締切日とします。

②基本指数は父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定します。（ひとり親世帯の場合は、当該ひとり親の指数と11点を足したものを基本指数とします。また、父母がいない場合は、その他の保護者で基本指数を設定します。）

③保護者が保育を必要とする事由が複数ある場合には、原則として指数の高い状況を適用します。

④期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（就労先未定）として利用調整を行います。

⑤就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定します。

⑥就労時間には、時間外勤務時間、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。

⑦調整指数は保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合に適用します。

⑧調整指数23を条件とする審査を希望した場合、待機期間としてカウントしません。また、以前から継続して申請しており、待機期間が6か月を経過している場合でも加点は抹消されます。

3 基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

1	印西市民である者（利用開始までに転入する者を含む）
2	当該保育所等の希望順位が高い者
3	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申し込みをする者
4	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる者
5	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務する保育士又は市非常勤保育士に登録中の保育士である者
6	待機期間が長い（ただし、利用申し込みを一旦取下げた場合、取下げ前の待機期間は除く。）
7	両親不存又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）
8	生活保護法による被保護世帯
9	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している又は兄弟姉妹2人以上で同時に利用申し込みをしている者
10	市町村民税所得割額の合計が低い世帯
11	基本指数が高い世帯